

**仙台市津波避難行動シミュレーション業務委託
公募型プロポーザル 評価基準票**

1 評価の基本的な考え方

仙台市津波避難行動シミュレーション業務の受託候補者の特定に当たっては、企画提案書等、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価するものとする。

評価点の合計は 150 点とする。

2 評価項目及び配点

| No. | 評価項目 | 評価の観点 | 得点 |
|-----|--------------------------|---|-----|
| 1 | 業務目的の理解 | ・業務の目的を十分に理解した提案内容であるか。 | ／5 |
| 2 | 業務実施体制 | ・業務の効果的な実施に必要な体制や役割分担が予定されているか。 ・想定される業務量やスケジュールに応じて、人員配置や作業体制が適切に確保され、正確かつ迅速に業務を進められる効率的な体制か。 | ／10 |
| 3 | 類似業務の実績 | ・津波避難行動シミュレーションや交通シミュレーション等の類似業務の受託経験があり、事業実施に必要なノウハウを有しているか。 | ／10 |
| 4 | 実施スケジュール | ・スケジュールが具体的かつ現実的に検討されているか。 ・提案されたスケジュールにより、業務が安定的かつ効率的に運営できるか。 | ／10 |
| 5 | シミュレーション手法・使用ソフトウェア等の適合性 | ・提案するシミュレーション手法、使用ソフトウェア又はサービス等が、業務の目的、対象区域及び検証内容等に適合しているか。 ・自動車、歩行者及び自転車の避難行動を適切に扱えるか。 | ／20 |
| 6 | 前提条件・使用データ等の妥当性 | ・避難者の種類、避難者数算出の対象時期・原単位、避難移動手段利用率、避難開始地点、避難先、対象道路等の前提条件の考え方が妥当か。 ・要配慮者等の扱いが適切に検討されているか。 ・人流データ、交通データ、人口又は来訪者に関するデータその他使用データの提案が適切か。 | ／20 |
| 7 | シミュレーションモデル構築及び妥当性確認の考え方 | ・ネットワーク設定、通行空間、車両の追従挙動、交差点部の滞留等を表現する考え方が具体的かつ妥当か。 ・歩行者及び自転車の通行方法、避難行動の特性を踏まえたモデル構築の考え方が適切か。 ・シミュレーションモデルの妥当性を確認する考え方及び手法が適切か。 | ／20 |
| 8 | シミュレーション分析 | ・過年度の条件等を参考としつつ、現在の避難施設及び道路網等を前提としたシミュレーション分析を行う考え方及び手法が適切か。 ・分析結果に基づき、津波避難に係る課題や対応の方向性等を検討、整理するための考え方が適切か。 | ／20 |

| No. | 評価項目 | 評価の観点 | 得点 |
|-----|----------------------------|---|-----|
| 9 | シミュレーション実施、課題抽出・対応策検討・効果検証 | <ul style="list-style-type: none"> 津波避難行動に係るシミュレーションを実施し、その結果を整理するとともに、避難行動上の課題を抽出する考え方及び手法が具体的かつ適切か。 抽出した課題を踏まえた対応策の提案・整理の考え方が適切か。 対応策をシミュレーションモデル上の条件に反映し、その効果を検証する方法が具体的かつ適切か。 | ／20 |
| 10 | 追加提案の有無・内容 | <ul style="list-style-type: none"> 仕様書に定める事項のほか、本市にとって有益と考えられる提案があるか。また、その内容及び見込まれる効果が妥当か。 | ／5 |
| 11 | 本店所在地等 | <ul style="list-style-type: none"> 仙台市内に本店又は主たる事務所が置かれているか。なお、営業所、出張所その他これらに類する拠点は、本項目における本店又は主たる事務所には含まない。 業務上必要な場合であり、かつ提案者以外の事業者が関与する場合は、仙台市内に本店又は主たる事務所を有する事業者を活用するなど、地域経済への配慮がなされているか。 | ／5 |
| 12 | 見積価格の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 見積内容が提案上限額以内となっているか。 見積内容が提案内容に対して整合性のある妥当な積算となっているか。 | ／5 |

合計 　／150点

3 審査基準

- 各審査委員の採点結果の合計得点を合算（以下「総合得点」という。）し、総合得点が最も高い提案者を受託候補者として特定する。
- 総合得点が同点の提案者が複数いる場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - ① 当該同点の提案者について、各審査委員が付した順位のうち、1位の数が最も多い者を受託候補者として特定する。
 - ② ①において1位の数が同数の者が複数いる場合は、当該同数の者のうち、審査委員長が付した評価点が最も高い者を受託候補者として特定する。
 - ③ ②において審査委員長が付した評価点が同点の者が複数いる場合は、当該同点の者のうち、見積価格が最も低い者を受託候補者として特定する。
 - ④ ③において見積価格が同額の者が複数いる場合は、当該同額の者の中から、審査委員長が受託候補者を特定する。
- ただし、以下のいずれかに該当する場合は、受託候補者として特定しないこととする。
 - ① 総合得点が満点の5割未満である場合
 - ② 審査項目ごとの評価において、いずれかの項目（ただし、審査項目「本店所在地等」は除く。）の各審査委員の採点結果の合計得点が0点である場合